

1 1 住宅支援関係

災害時における復旧協力に関する変更協定書(長野市と長野市建設業協会)

長野市内に災害が発生したとき及び発生するおそれがあるとき(以下「災害時」という。)に緊急な対応の必要が生じた場合、その協力について長野市長塚田佐(以下「甲」という。)、長野市公営企業管理者峯村富太(以下「乙」という。)と、社団法人長野市建設業協会会長野澤哲夫(以下「丙」という。)との間において、次の条項により協定を締結する。

(市の要請)

第1条 甲は、災害時において、緊急な対応の必要があると認めた場合は、丙に対して出動を要請するものとする。

(出動方法)

第2条 丙は、甲からの出動要請があった場合は、迅速に出動し対応するものとする。

(委託料等)

第3条 出動に伴う委託料及び支払い請求等については、協会加入会員と別途契約を締結するものとする。

(期間)

第4条 この協定は、昭和61年6月27日から施行し、特別な事由のない限りその効力を持続するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又は不慮の労働災害等に疑義を生じた場合は、甲、乙、丙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成して、甲、乙、内記名押印の上各自1通を保有する。

昭和61年6月27日

甲 長野市長 塚田 佐
乙 長野市公営企業管理者 峯村 富太
丙 社団法人長野市建設業協会会長 野澤 哲夫

覚 書

昭和61年6月27日付の災害時における復旧協力に関する変更協定の締結に伴い、長野市長塚田佐、長野市公営企業管理者峯村富太と社団法人長野市建設業協会会長野澤哲夫との間において、下記事項について覚書を交換する。

昭和61年6月27日

長野市長 塚 田 佐
長野市公営企業管理者 峯村 富太
社団法人長野市建設業協会会長 野澤 哲夫

記

- 1 昭和59年12月20日付の災害時における復旧協力に関する協定（甲 長野市、乙 長野市建設業協会）は、変更後の協定にその要旨を継承し、効力を失う。
- 2 昭和59年10月20日付の災害時における復旧協力に関する協定（甲 長野市水道局、乙 長野市建設業協会）は、変更後の協定にその要旨を継承し、効力を失う。

災害等緊急時における出動協力に関する協定書 (長野市と長野市電設業協会)

長野市(以下「甲」という。)と長野市電設業協会(以下「乙」という。)とは、長野市内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の原因により生ずる災害(以下「災害等」という。)が発生し、緊急事態が生じた場合に、迅速かつ円滑に対応するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等が発生した場合の乙の緊急出動(以下「出動」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(要請及び出動)

第2条 甲は、災害等が発生し、出動の必要があると認めるときは、乙に対し出動を要請するものとし、乙は、当該要請に対し、迅速に対応するものとする。この場合において、乙は、甲の承認を得て、第三者に出動を依頼することができるものとする。

(費用弁償)

第3条 前条の規程により、乙が出動したときは、出動に要する費用を甲乙協議のうえ決定し、甲が乙に支払うものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、昭和62年6月3日から昭和63年3月31日までとする。
甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても本協定が同一条件で更新するものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項又は、出動に伴い事故が生じた場合の補償については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲及び乙が記名押印して、それぞれ1通を保有する。

昭和62年6月3日

甲 長野市長 塚 田 佐

乙 長野市大字鶴賀字流 2056
長野市電設業協会
会 長 宮 尾 清

災害等緊急時における出動協力に関する協定書(長野市と長野市空衛設備協会)

長野市(以下「甲」という)と長野市空衛設備協会(以下「乙」という)とは、長野市内において地震、暴風、豪雨、洪水その他の原因により生ずる災害(以下「災害等」という)が発生し、緊急事態が生じた場合に、迅速かつ円滑に対応するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害等が発生した場合の乙の緊急出動(以下「出動」という)について必要な事項を定めることを目的とする。

(要請及び出動)

第2条 甲は、災害等が発生し、出動の必要があると認めるときは、乙に対し出動を要請するものとし、乙は、当該要請に対し、迅速に対応するものとする。この場合において、乙は、甲の承認を得て、第三者に出動を依頼することができるものとする。

(費用弁償)

第3条 前条の規程により、乙が出動したときは、出動に要する費用を甲乙協議のうえ決定し、甲が乙に支払うものとする。

(期間)

第4条 この協定の有効期間は、昭和63年12月27日から昭和64年3月31日までとする。

甲又は乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、前項の期間が満了した後においても本協定が同一条件で更新するものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項又は、出動に伴い事故が生じた場合の補償については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し甲及び乙が記名押印して、それぞれ1通を保有する。

昭和63年12月27日

甲 長野市長 塚田 佐

乙 長野市岡田町小出ビル2階
長野市空衛設備協会
会長 北澤 太麻典